

## 費用の負担区分

経費等

経費内容	学校	受託業者
厨房施設の提供	○	
厨房施設、機器の購入及び補修に係る費用	○	
帳票等印刷（コピー）に係る費用	○	
厨房及び配膳室内の防虫防鼠に係る費用	○	
グリスフィルターの点検及びダクト清掃に係る費用	○	
グリストラップの定期清掃に係る費用	○	
厨房内事務所備品（更衣ロッカー・机・時計等）	○	
水道光熱費	○	
生徒及び教職員が使用する食器類等の購入と補充費	○	
ごみ処理に係る費用	○	
食材料費及び食材運搬費	○	
校内電話維持費	○	
手指消毒薬・石鹼・洗剤・ペーパータオル・爪ブラシ・マスク等の衛生管理に係る費用		○
厨房内使用消耗品費（調理器具類、清掃用具を含む）		○
食堂ワックス掛けに係る費用		○
校外電話及びFAXに係る通信費		○
使用水の検査に係る試薬等消耗品費		○
配属社員及び従事者の人件費・諸手当・福利厚生費等		○
配属社員及び従事者の健康診断料・検便及びノロウイルス検査費・衣服類費等		○
配属社員及び従事者が使用する事務用品費等		○
営業許可等の申請に係る費用等		○
生産物賠償責任等の保険料等		○

○厨房備品類

厨房機器類・移動台類・移動シンク類は学校負担。調理道具（鍋、包丁、まな板、ふきん等）及び洗剤やラップ等の日常的に減るものは業者負担であるが、直営時代に使用していたものは、壊れたり、消費するまで使用してよい。買い替え、買い足しは業者負担で行うこと。買い替えの際は、衛生面、安全面に配慮したもの使用すること

○食器類

食器カゴと共に生徒に提供する配膳用のお玉やしゃもじ、トング、トレイ等は食器類に含め、学校負担とする。

○電話及びFAXにかかる通信費

電話は内線のみ使用可能、FAXは必要な範囲で事務室のものを最小限使用することを認める。

○ノロウイルス検査

通常の検便検査（月2回以上）に加えて、ノロウイルス検査を10～3月の間、月1回以上、いわゆる高感度検査により検査をすること